

令和6年能登半島地震に係る
新潟市　復旧・復興への基本方針

～一日も早い、復旧・復興の実現に向けて～

令和6年4月

新潟市

基本方針

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、公共交通機関の運休や水道などのライフラインへの被害、液状化現象を起因とした道路の隆起や陥没、住宅などの建物被害など、市民生活に大きな影響が生じました。

発災後これまで、多くの方々からの支援のもと、生活の再建に向け罹災証明書の交付を最優先に進めるなど、全力をあげ応急対策活動に取り組んできました。

今後は本格的な復旧復興を確実に進めるため、基本方針を定め、被災された市民や事業者の声をお聞きしながら、また国県をはじめ多様な主体と連携協力をしながら、総合的かつ計画的に、市の総力をあげて復旧復興に取り組みます。

基本方針1 生活の再建支援

-すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援-

- ・すまいの再建に向けた支援
- ・生活の再建に向けた支援

基本方針2 生業の再建支援

-商工業や観光業、農林水産業などの生業再建の推進-

- ・中小企業等の生業支援
- ・観光産業の支援
- ・農林水産業の支援

基本方針3 公共インフラ等の復旧

-被災施設の復旧対策の推進-

- ・公共土木施設等の復旧
- ・公共施設の復旧（学校・社会教育施設、文化財など）

基本方針4 安心・安全で災害に強いまちづくり

-災害に備えた防災・減災対策の推進-

- ・防災・減災対策の推進
- ・液状化対策